

五木村広報誌

自然が奏でる子守唄の里

五木

いっ き

令和 2 年
2020.

6 月号

〈村からのお知らせ〉

「特別定額給付金」のご案内 令和 2 年度子育て世帯への 臨時特別給付金のご案内 児童手当制度のお知らせ



自然が奏でる子守唄の里

「特別定額給付金」のご案内

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」として、5月8日(金)各世帯主宛に特別定額給付金申請に伴う書類を郵送しております。

申請期間は下記のとおりです。まだ、申請されていない世帯主におかれましては、早めの申請をお願いします。

申請期間 令和2年5月11日(月)～8月7日(金)まで
※期限以降の申請は受付ができませんのでご注意ください。

対象者 令和2年4月27日現在の住民基本台帳登録者

給付額 1人につき、10万円
※個別での支払いはできません。世帯まとめでの支給となります。

○ご不明な点がございましたら、保健福祉課(特別定額給付金担当)までお問い合わせください。

お問い合わせ先 ▶ 保健福祉課 TEL 37-2214 (IP:2214)

※給付金に関する詐欺にご注意ください。

「不審な電話」・「メール」・「郵便」が届いたら、すぐに五木村役場保健福祉課又は警察署へご連絡ください。

「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金」のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、「子育て世帯への臨時特別給付金」を令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当(本則給付)の受給者の方に支給します。

対象児童1人につき、1万円です。



◆**公務員以外の方** 令和2年5月中旬頃に給付についてのご案内を対象者へ送付しております。
申請は不要です。児童手当を受給されている口座へ6月振込予定です。

◆**公務員の方** 令和2年3月31日時点で住民票のある市区町村への申請が必要になります。
所属庁から申請書の配布を受けた後、申請書の「公務員児童手当受給状況証明欄」に所属庁の記載等が必要(所属庁による令和2年4月分(又は3月分。以下同じ。)の児童手当の受給証明を受けることが必要)ですので、申請書に必要事項を記載の上、所属庁に提出し、所属庁の証明を受けた上で、令和2年3月31日(令和2年3月分の児童手当の支給要件児童については令和2年2月29日。)時点で住民票のある市区町村に申請してください。

【五木村での申請受付期間】 令和2年5月25日(月)～令和2年9月30日(水)まで

○ご不明な点がございましたら、保健福祉課担当又は申請先の市区町村までお問い合わせください。

お問い合わせ先 ▶ 保健福祉課 TEL 37-2214 (IP:2214)

児童手当制度のお知らせ

○支給対象者

中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している人。

○支給額

児童の年齢	児童手当の額(1人あたり月額)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円(第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円

※児童を養育している人の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。

※「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降の児童をいいます。

○支給時期

原則として毎年6月、10月、2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

例) 6月支給日には、2～5月分の手当を支給します。

○届出が必要な事項

- ・児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき。
- ・村内で住所が変わったとき、または養育している児童の住所が変わったとき。
- ・受給者の方または養育している児童の名前が変わったとき。
- ・国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき。

※特に以下の事項に該当するときは15日以内に届出を行う必要があります。

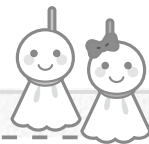
- ・第1子の児童の出生。
- ・第2子以降の出生により養育する児童が増えた場合など、手当の額が増額になるとき。
- ・他の市町村に住所が変わったとき。
- ・公務員になったとき、公務員でなくなったとき。

○継続して手当を受ける場合

毎年6月に現況届を提出していただく必要があります。現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当などを引き続き受ける条件(児童の監督や保護、生計同一関係など)を満たしているかどうかを確認するためのものです。

※提出がない場合には、6月分以降の手当を受給できなくなりますので、ご注意ください。

お問い合わせ先 ▶ 保健福祉課 TEL 37-2214 (IP:2214)



令和2年度の介護予防教室

★参加対象:65歳以上の方
(要介護認定の方を除く)

お待たせしました。今年度の「げんぞう会」と「脳いきいき教室」を6月から始めます。「げんぞう会」の詳しい日程につきましては放送でお知らせします。皆さんとお会いできるのを楽しみにしています。

★げんぞう会の日程 ～楽しく体を動かしてみませんか～

村内8ヶ所で開催します。げんぞう会は、介護予防の体操をするだけでなく、保健師や理学療法士など医療の専門家が各種相談に対応しながら、健康づくりのお手伝いをしています。低下した体力をとりもどして、いつまでも元気で楽しく過ごしましょう。

★脳いきいき教室 ～楽しく笑って脳トレしませんか?～

期 日	3日(水)、10日(水)、17日(水)、24日(水)	
場 所	保健センター	宮園交流館
時 間	受付(午前) 9:30～	受付(午後) 1:00～
	開始(午前) 10:00	開始(午後) 1:30

テレビや講演会等で活躍中の理学療法士の川畑智先生をお迎えして、毎週水曜日に脳いきいき教室を開催しています。

みんなで笑いながら、楽しく認知症予防をしましょう。

教室に参加される際には、マスクの着用や咳エチケットなど感染症対策に気を付けて参加ください。
「げんぞう会」や「脳いきいき教室」に関するお問い合わせ先:保健福祉課 TEL 37-2214 IP:2214

乳幼児健診のお知らせ 期日▶6月5日(金)、7月3日(金)

健 診	受付時間(午後)	場 所	対象者
乳幼児健診	1:30～2:00	保健センター	3・6・10ヶ月、1歳2ヶ月、 1歳6ヶ月、3・4・5歳児

※対象者が少ないときは健診を中止する場合があります。

♡こころの健康相談(相談無料)

熊本県人吉保健所 精神保健相談 専門の医師が相談を受けます。

専門医の受診が難しい方、ぜひ、この機会を利用してみませんか?

相談日 令和2年6月11日(木)、6月26日(金)

▶ 場所:人吉保健所(球磨地域振興局)

完全予約制です。事前に保健所まで連絡してください。

お問い合わせ先▶人吉保健所保健予防課 TEL 22-5289

五木村 こころの健康相談

臨床心理士が相談を受けます。

相談内容:物忘れ、人間関係の悩みや病の対応等

相談日 令和2年7月15日(水)

◎相談内容の秘密は固く守られます。

◎希望があれば、ご自宅に伺うこともできます。

お問い合わせ先▶保健福祉課 TEL 37-2214 IP:2214

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

新型コロナウイルス感染症に関する心配ごとがありましたら下記にご相談ください。

- ・厚生労働省▶(電話 0120-565653 受付時間 9:00~21:00)
- ・人吉保健所 帰国者・接触者相談センター▶(電話 22-3107 24時間対応)
- ・五木村役場 感染症対策部門 保健福祉課▶(電話 37-2214 IP 2214)

「新しい生活様式」を実践しましょう

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が解除されました。しかし、気を緩めると再度、感染が拡大する恐れがあります。一人ひとりが日常生活の中で「新しい生活様式」を心がけ、自分自身だけではなく大切な家族や友人の命を守りましょう。

基本的な感染対策	・人との間隔は2m（最低1m） ・マスク着用 ・帰ったらまず手や顔を洗う
日常生活で	・毎朝体温測定・健康チェック ・「3密」の回避（密集・密接・密閉）
買い物	・少人数で、素早く買い物 ・会話は対面を避けて、短時間で
娯楽・スポーツ	・3密を避けて、少人数で行う ・屋内より屋外を選ぶ ・道具の消毒、手洗いは丁寧に行う
体育館・集会室	・体育館、集会室は窓を開ける ・道具の消毒、手洗いは丁寧に行う
食事提供施設	・家族以外での10人以上の会食をしない ・お酌、グラスやおちょこの回し飲みをしない
移動	・会った人と場所を記録 ・県外への移動を自粛する
会議・地域活動	・30人程度の集まりは容認 ・換気を十分に行う ・発熱や風邪の症状がある場合は参加しない
小中学校・学童保育・保育園	・校舎の衛生管理の徹底 ・手洗い、うがい、マスクの励行 ・授業中や給食時には、対面を避ける

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安が改訂されました

○少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに帰国者・接触者相談センター等に御相談ください。（これらに該当しない場合の相談も可能です。）

☆息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

☆重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

☆上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

（妊婦の方へ）

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センター等に御相談ください。

（お子様をお持ちの方へ）

小児については、小児科医による診察が望ましく、帰国者・接触者相談センターやかかりつけ小児医療機関に電話などで御相談ください。

【相談後、医療機関にかかるときのお願い】

○複数の医療機関を受診することにより感染を拡大した例がありますので、複数の医療機関を受診することはお控えください。また、受診の際にはマスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

○医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖・肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。

診療所担当医師予定表



Itsuki Village News
04

7月

(TEL 37-2008 IP: 2008)

※都合により担当医師が変更となる場合もあります。

日	月	火	水	木	金	土
			1	2 (総合診療科) 佐藤	3 (総合診療科) 田浦	4
5	6 (総合診療科) 佐藤	7 (総合診療科) 公立多良木病院 Dr	8	9 (総合診療科) 佐藤	10 (糖尿病・代謝・内分泌内科) 大磯	11
12	13 (総合診療科) 佐藤	14 (総合診療科) 公立多良木病院 Dr	15	16 (総合診療科) 佐藤	17 (総合診療科) 田浦	18
19	20 (総合診療科) 佐藤	21 (総合診療科) 公立多良木病院 Dr	22	23	24	25
26	27 (総合診療科) 佐藤	28 (総合診療科) 公立多良木病院 Dr	29	30 (総合診療科) 佐藤	31 (総合診療科) 田浦	

人吉医療センター（予約センター）月曜日～金曜日・午前9時～午後5時

【予約時】TEL 22-1900 【救急時】TEL 22-2191

〈診療所を受診される方へ〉待ち時間を少なくするため、予約受付を行っています。医師は、患者搬送のために救急車に同乗したり、往診の為不在の場合があります。受診される場合は、必ず予約してお越しください。

国民健康保険医療費の状況

Itsuki Village News

05

令和2年3月診療分

	件数	保険者(五木村)負担額	前月比	前月増減
入院	7	5,488,832 円	+ 31.93 %	1,328,432
外来	237	2,232,675 円	- 1.81 %	- 41,064
調剤	104	862,995 円	- 9.79 %	- 93,646
食事・生活療養費	7	151,016 円	+ 10.06 %	13,802
その他療養費	5	14,646 円	- 12.75 %	- 2,141
合計	360	8,750,164 円	+ 15.98 %	1,205,383



3月末国保被保険者数	1人あたり保険者負担額(月額)	前月比
242 人	36,158 円	+ 8.31 %

今月の医療費は先月に比べ大きく増加しています。特に入院費が大きく増加しています。長期入院や複数回の手術とならないように、早期治療に努めてください。季節も変わり梅雨時期になります。晴れた日には運動や散歩で体を動かしましょう。

お問い合わせ先 ▶ 保健福祉課 TEL 37-2214 (IP:2214)

6月の球磨郡の休日当番医

当番医が変更となっている場合がありますので、必ず電話で確認して受診してください。

日付	曜日	医療機関	電話番号	小児科医療機関	電話番号
7日	日	増田耳鼻咽喉科クリニック	45-8001	人吉医療センター小児科	22-2191
		ほづみ皮膚科医院	26-5300		
14日	日	東病院	45-5711	やまむら小児科・内科	45-0005
		小川整形外科医院	38-3455		
21日	日	犬童耳鼻咽喉科	43-0777	堤病院附属九日町診療所小児科	22-2251
		脳神経外科小林クリニック	38-5670		
28日	日	犬童内科胃腸科医院	45-1125	公立多良木病院小児科	42-2560
		緒方医院	35-0131		

お問い合わせ先 ▶ 保健福祉課 TEL 37-2214 (IP:2214)



6月の人吉市の休日当番医

当番医が変更となっている場合がありますので、必ず電話で確認して受診してください。

日付	曜日	医療機関	電話番号	薬局	電話番号
7日	日	万江病院	22-2357	さくら調剤薬局瓦屋店	22-1677
		平井整形外科リハビリテーションクリニック	24-8213	エスエス堂薬局城本店	22-0337
		人吉医療センター小児科	22-2191	さくら調剤薬局医療センター前店	32-9657
14日	日	光永医院	22-2366	エスエス堂薬局瓦屋店	22-6550
		愛甲産婦人科	22-4020	まえた薬局	23-2987
		やまむら小児科・内科	45-0005	エスエス堂きりん本町薬局	45-6330
21日	日	堤病院附属九日町診療所	22-2251	さくら調剤薬局九日町店	22-2162
		みなみ眼科	22-6820		
		堤病院附属九日町診療所小児科	22-2251	さくら調剤薬局九日町店	22-2162
28日	日	みのだ内科循環器科	28-3111	さくら調剤薬局西間店	22-8850
		三浦整形外科医院	22-3401		
		公立多良木病院小児科	42-2560	ファーコス薬局多良木いちご 山口薬局	42-6888 42-2123

お問い合わせ先 ▶ 保健福祉課 TEL 37-2214 (IP:2214)

「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」および 「後期高齢者医療限度額適用認定証」の更新の手続き等のお知らせ

Itsuki Village News
08

■現在「限度額適用・標準負担額減額認定証」(オレンジ色)・「限度額適用認定証」(桃色)をお持ちの方
令和2年7月31日で有効期限が切れますので、新しい「限度額適用・標準負担額減額認定証」
(水色)または「限度額適用認定証」(桃色)を7月の事業説明会で配布します。8月1日からご使用
ください。

■新しく申請が必要な方

所得区分が区分Ⅰ・Ⅱの方および現役並み所得者Ⅰ・Ⅱの方で、「限度額適用・標準負担額減額認
定証」(以下「減額証」という)または「限度額適用認定証」(以下「限度証」という)をお持ちでない方
は、外来および入院で受診される際に利用できますので、市町村の担当窓口申請してください。

【申請に必要なもの】 後期高齢者医療被保険者証、印かん

■入院・外来時の自己負担限度額および入院時の食事代

負担割合	所得区分	外来 + 入院 (世帯単位)		入院時の食事代 (1食あたり)	「減額証」 「限度証」 発行の有無
		外来 (個人単位)			
3割	現役並み所得者Ⅲ (住民税課税所得 690万円以上の方)	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% 〈多数回 140,100円〉		460円 指定難病患者の方などは 260円の場合もあります	発行なし 申請不要
	現役並み所得者Ⅱ (住民税課税所得 380万円以上の方)	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% 〈多数回 93,000円〉			発行あり 申請が必要
	現役並み所得者Ⅰ (住民税課税所得 145万円以上の方)	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% 〈多数回 44,400円〉			発行あり 申請が必要
1割	一 般	18,000円 (年間上限 14.4 万円)	57,600円 4回目以降 44,400円(※1)		発行なし 申請不要
	区分Ⅱ(※2)	8,000円	24,600円	過去12か月で 90日までの入院 210円 過去12か月で 91日目からの入院 160円(※4)	発行あり 申請が必要
	区分Ⅰ(※3)	8,000円	15,000円	100円	発行あり 申請が必要

入院時の食事代について、療養病床に入院する場合は金額が異なりますので、入院時に医療機
関にお尋ねください。

(※1)過去12か月以内に外来 + 入院の限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は〈〉内の金額と
なります。

(※2)区分Ⅱとは、世帯の全員が住民税非課税の方(区分Ⅰ以外の方)。

(※3)区分Ⅰとは、世帯の全員が住民税非課税かつ、世帯全員の所得が0円の方。
(年金の所得控除額を80万円として計算)。

(※4)過去12か月以内の入院日数が90日を超えた場合は、長期入院の申請により食事代が160円になります。

お問い合わせ先 ▶ 保健福祉課 TEL 37-2214 (IP:2214)

後期高齢者医療の被保険者の方へ 「後期高齢者医療被保険者証(保険証)」の更新のお知らせ

現在お持ちの保険証(オレンジ色)の有効期限は、令和2年7月31日までとなっています。

新しい保険証(水色)は、7月の事業説明会で配布しますので、令和2年8月1日からは新しい保険証(水色)をお使いください。

新しい保険証(水色)に記載してある一部負担金の割合は、令和2年度の市町村民税の課税所得をもとに判定しています。

なお、現在お持ちの保険証(オレンジ色)は、令和2年8月1日以降に、五木村役場保健福祉課へお返しください。

【一部負担金の割合】

同一世帯の後期高齢者医療被保険者のうち、市町村民税の課税所得が145万円以上ある方がいる世帯の被保険者	⇒	一部負担金の割合は (病院等での窓口負担) 3割
上記条件に該当しない世帯の被保険者	⇒	一部負担金の割合は (病院等での窓口負担) 1割

※新しい保険証の裏面に臓器提供の意思表示欄がありますので、臓器提供の意思表示をする際は、ボールペンで記入してください。なお、個人情報保護のためのシールを担当窓口に用意しておりますので、詳しくは五木村役場保健福祉課へお問合せください。

お問い合わせ先 ▶ 保健福祉課 TEL 37-2214 (IP:2214)

土地売買等届出書について

国土利用計画法により、10,000平米以上の土地売買契約等を行った際は、契約締結日から2週間以内に土地売買等届出書を役場へ提出義務が生じます。

該当する売買契約が生じた際は、下記提出物をご準備した後にふるさと振興課へお越しいただくようお願い致します。

- ・届出書3部（熊本県ホームページから様式を印刷してご利用ください）
- ・土地売買等契約書の写し又はこれに代わるその他の書類2部
- ・土地の位置を明らかにした地形図2部（縮尺5万分の1以上）
例：国土地理院発行の地形図、市町村管内図等
- ・土地及びその付近の近況を明らかにした図面2部（縮尺5万分の1以上）
例：住宅地図等
- ・土地の形状を明らかにした図面2部
例：公図、実測図等
- ・その他必要に応じて委任状等

お問い合わせ先 ▶ ふるさと振興課 TEL 37-2212

八代年金事務所・年金出張相談(6月)

年金相談は予約制となっております。予約なしで来訪されると対応できない場合もありますので、必ず予約をしてください。

場 所	期 日	相談時間
人吉市東西コミュニティセンター	1日(月)・ 8日(月)・ 15日(月) 22日(月)・ 29日(月)	午前 9 時～ 午後 5 時
錦町社会福祉協議会(温泉センター)	3日(水)・ 17日(水)	
多良木町役場	10日(水)・ 24日(水)	
【予約先】 八代年金事務所 お客様相談室 ☎0965-35-6123 自動音声①→② ※その他不明な点は 五木村役場 住民税務課 ☎37-2213 まで		

～国民年金保険料免除等の申請について～

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」がありますので、住民登録をしている市区役所および町村役場の国民年金担当窓口で手続きをしてください。申請書は窓口に備え付けてあります。

令和2年度分(令和2年7月分から令和3年6月分まで)の免除等の受付は令和2年7月1日から開始されます。

また、申請時点の2年1か月前の月分までさかのぼって申請することができます。

失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていた期間がある方は、役場 住民税務課(TEL 37-2213)または八代年金事務所(TEL 0965-35-6123)へご相談ください。

～年金相談・お手続きの際は、ぜひご予約を！～

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて、「事前予約」を行っています。お待たせ時間の少ない「予約相談」をぜひご利用ください。

◆予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。

◆お申込みの際は、基礎年金番号のわかるもの(年金手帳や年金証書など)をご用意ください。

ご予約の方法は、全国共通の予約専用受付電話「0570-05-4890」またはお近くの年金事務所へ電話・来訪時にお申込みください。

五木村の各種税金・料金の納付には口座振替が便利です

本年4月1日より村内各地区区長の職責が一部変更となり、これまで区長をとおして納付書を受領されていた方におかれましては、ご自宅に納付書が直接送付されることとなりました。

五木村の各種税金・料金の納付につきましては、役場会計室もしくは金融機関窓口で納めていただく必要がありますが、皆様からの申し出により、口座振替が可能となります。（役場や金融機関まで行く手間が省けます。）

口座振替をご希望の方は、役場に備え付けの「五木村口座振替依頼書」を各金融機関へ提出していただく必要があります。詳しくは下記連絡先までご連絡ください。

〈お問い合わせ先〉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○口座振替依頼書

住民税務課 TEL 37-2213

また、各種税金・料金についてご質問等ございましたら下記担当課までご連絡ください。

○村県民税・国民健康保険税・固定資産税・軽自動車税

住民税務課 TEL 37-2213

○学校住宅料・育英返還金

教育委員会 TEL 37-2266 (IP 2266)

○村営住宅料・上下水道料・農集使用料

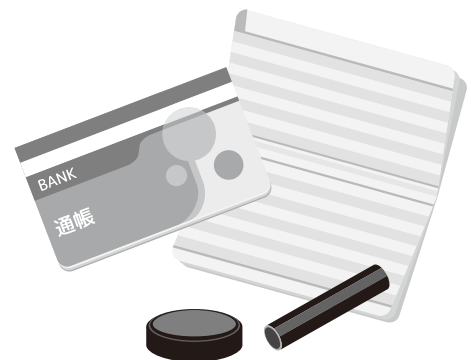
建設課 TEL 37-2017

○介護保険料・後期高齢者医療保険料

保健福祉課 TEL 37-2214 (IP 2214)

○ケーブルテレビ利用料・インターネット利用料

総務課 TEL 37-2211 (IP 2211)



森林の立木を伐採するときには届け出が必要です！

Itsuki Village News
13

立木を伐採する場合は、事前の届け出が法律で定められています。
健全で豊かな森林を守るためにご理解のほどよろしくお願いします。

届け出の提出者

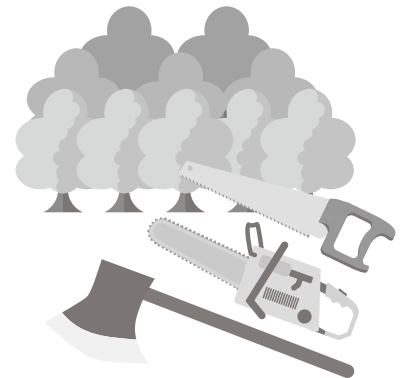
- ・立木を伐採する者
- ・伐採後の造林を行う者（伐採者、造林者が違う場合は連名で提出）

提出時期

- ・伐採を始める90日前～30日前まで

提出書類

- ・伐採及び伐採後の造林届出書
- ・伐採予定箇所の位置図
- ・森林所有者と契約等が交わされている場合はその写し 等



届け出の不要な場合

- ・除伐、竹の伐採、倒木、枯死木
- ・火災、風水害その他非常災害時に緊急的に伐採する必要がある場合（事後の届出が必要です）
- ・森林経営計画に基づく伐採の場合（伐採後の報告が必要です）
- ・その他農林水産省令で定める場合

詳しくは、農林課までお問い合わせください。

お問い合わせ先 ▶ 農林課 TEL 37-2247 IP:2247

地域おこし協力隊着任のあいさつ

Itsuki Village News
14



辻 慎一郎

令和2年4月13日着任

木材流通販売業務支援活動に携わる辻です。
3月まで、隣の宮崎県で林業に携わっていました。
林業の現場や木材加工場での経験を活かし、五木村の木材販売に貢献したいと思っています。
五木産木材の全国へ向けてのPR、また世界へ発信するために、いくつかのプランを考えています。
趣味はマラソンと自転車、それに映画鑑賞です。村内で走っている姿を見かけたら気軽に声を掛けてください。
よろしくお願いします。

お知らせ

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

県では、新型コロナウイルス感染症に関することについての電話相談窓口を次のとおり開設しています。

【感染症に関する窓口】

次の症状がある方は、まずはお住まいの保健所の相談窓口へご連絡ください。

○息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合。

○重症化しやすい方、妊婦の方で、発熱や咳などの比較的に軽い風邪の症状がある場合。

○右記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合。

（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

▼お問い合わせ先

人吉保健所

☎22-3107

開設時間：9時～19時

※平日・休日

【中小企業・小規模事業者】

新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受ける、又はその恐れがある中小企業・小規模事業者を対象として相談窓口を設置しています。

また、売上減少などが生じている県内中小企業は県の融資制度を利用することができま

す。詳しくは県ホームページをご覧ください。

▼お問い合わせ先

県商工振興金融課

☎096-333-2314

人吉商工会議所

☎22-3101

【住宅宿泊事業者】

観光庁において、感染症を起因とした外国人観光客の減少など、経営環境の変化に直面している宿泊事業者向けの相談窓口が設置されています。

詳しくは九州運輸局ホームページをご覧ください。

▼お問い合わせ先

九州運輸局観光部観光企画課

☎092-472-2330

【ひとり親家庭支援】

感染症の発生により、お困りのひとり親家庭の方々に対する相談窓口などを設置していますので、お気軽にご相談ください。

▼お問い合わせ先

(1)熊本県ひとり親家庭福祉協議会

☎096-331-6736

相談対応時間

火曜日～金曜日

9時～19時

土日祝日 9時～17時

※LINEでの相談も受け付けています。

(2)球磨福祉事務所

(球磨地域振興局内)

☎22-1040

【特別労働相談】

熊本労働局において、感染症の影響を受けている事業主や労働者からの様々な労働相談に対する特別労働相談窓口が以下のとおり設置されています。

○場所：熊本県労働局雇用環境・均等室（総合労働相談コーナー）

熊本県熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階

※各労働基準監督署内に設置している総合労働相談コーナーでも相談を受け付けています。

○対象：求職者、労働者、事業主など

○期間：8:30～17:00（土日、祝日を除く）

▼お問い合わせ先

☎096-352-3865

令和2年度

特定不妊治療費助成事業の年齢要件を緩和します

新型コロナウイルス感染症防止の観点から特定不妊治療を延期した場合、助成対象者・通算助成回数に年齢要件を以下のとおり緩和します。

○助成対象者：初回治療開始日の妻の年齢が44歳に達する前日までの夫婦

○通算助成回数：初回助成時の治療開始日の妻の年齢が41歳未満の場合、通算助成回数6回

詳しくは県ホームページをご覧ください。

▼お問い合わせ先

県子ども未来課

☎096-333-2209

新型コロナウイルス感染症に伴う熊本県中小企業者向け支援策ガイドブックについて

県では、新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けられている中小企業者の方向けに、経営等相談窓口や各種融資・補助制度、雇用関係の助成金などをまとめたガイドブックを作成しました。

順次、内容を更新していきますので、詳しくは、

熊本県 新型コロナウイルス支援ガイドブック 検索

▼お問い合わせ先

県商工政策課

☎096-333-2313



インターネットで農業情報を提供しています

新型コロナウイルスの影響により、農家の方々への直接的な営農相談や農業情報の提供が困難な状況です。県では、農業情報サイト「アグリくまもと」において緊急情報をはじめ多彩な技術情報、今話題のスマート農業などの営農情報を提供していますので、ぜひご利用ください。また、メルマガ配信も実施しておりますので、ご登録をお願いします。

アグリくまもと

検索



アグリくまもとHP

▼お問い合わせ先
県農業技術課

096-3333-2380

国税だより

○税務職員採用試験

受験者募集

人事院九州事務局と熊本国税局では、税務職員採用試験（高卒程度）の受験者を募集します。

税務職員採用試験に合格し採用されますと、全員が税務大学校に入校し、1年間、税務職員として必要な専門知識を修得するための研修を受けることになっています。

その後、税務署に配属され、国税の仕事に従事することになります。

申込受付期間は令和2年6月中旬から下旬を予定しています。受験資格等及び受験申込の詳細は、人事院ホームページ（国家公務員試験採用情報NAVI）をご覧ください。くか、次のところへお問い合わせください。

1 人事院九州事務局

（092-431-7733）

2 熊本国税局人事第二課

試験係

3 人吉税務署

（023-2311）

※自動音声案内

若者サポートステーション やつしる電話相談

○内容：みなさんの心配事や不安に寄り添い「働きたい」という気持ちを応援しています。無料にて実施していますので気軽に相談してください。なお、詳細はホームページからもご覧になれます。

○対象：15歳から49歳までの求職中の方、またはそのご家族の方

○日程：ただいま新型コロナウイルスの緊急事態宣言を受け、随時、お電話、メール、ITビデオ通話を利用した相談をお受けしております。お気軽にお問い合わせください。

○その他：日曜・月曜・祝日は定休日です。

▼お問い合わせ先

若者サポートステーション

やつしる

0965-37-8739

（10時～17時）

メール

wakasapo.yatushiro@

kirari-co.info

命を守る 住宅用火災警報器 設置してますか？点検してますか？



熊本県内すべての住宅に住宅用火災警報器が義務付けられた
平成23年6月1日から令和2年6月1日で9年を迎えました。
※住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで火災を検知しなくなることがありますので、機器本体を取り替えましょう。

■設置する場所(例)

設置が必要な場所は
寝室・階段等です。
※階段は、寝室が2階以上
にある場合に必要です。



■点検方法

ひもを引っ張ったり、
ボタンを長押しすると
音声などで正常に作
動するかどうかを知ら
せてくれます。



WITH
THE
KYUSHU

九州一斉

住宅用火災警報器普及啓発キャンペーン実施中！

実施期間：6月1日～6月7日まで

人吉下球磨消防組合消防本部 後援 消防庁 熊本県
（お問い合わせは、人吉下球磨消防組合消防本部予防課まで） TEL 0966-22-5241

サマージャンボ7億円

（1等5億円・前後賞各1億円合わせて）

サマージャンボミニ1千万円

（1等1千万円）



この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

各1枚 300円

7月14日の2種類同時発売！

発売期間 7/14(火)～8/14(金)

公益財団法人熊本県市町村振興協会



6月の行事予定



自然が奏でる子守唄の里 五木村
主な行事等の詳細は五木村ホームページまで！
<http://www.vill.itsuki.lg.jp>

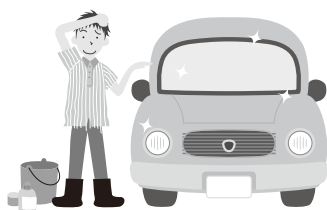
日 Sun	月 Mon	火 Tue	水 Wed	木 Thu	金 Fri	土 Sat
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11 ・し尿汲み取り	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25 ・し尿汲み取り	26	27
28	29	30 ・区長会	7/1	7/2	7/3	7/4



編集後記

今年のゴールデンウィークは新型コロナウイルス感染症の影響により緊急事態宣言の発令、外出自粛が呼びかけられ、自宅で過ごされた方が多かったのではないのでしょうか。私も例年のように友人と食事や遠出をすることもなく、家で洗車や掃除などをして過ごしていました。少しずつですが、普段の日常に戻りつつあります。しかし気を緩めることなく、手洗いうがいなどの感染症予防をしましょう。

(颯樹)



4月20日～5月19日 届出分

戸籍の窓口

【おくやみ】

5月2日

藤本 富人さん (83歳)宮園

5月5日

園田 レイさん (84歳)栗鶴



人の動き (4月末現在)

	転入	転出	出生	死亡
男	13	3	0	0
女	2	1	0	0
計	15	4	0	0

(増減+11)

人 口	1,053人
世帯数	497世帯

令和2年度 乾しいたけ品評会



4月30日に令和2年度五木村乾しいたけ品評会が役場大会議室にて行われ、3部門に9名から13点の出品がありました。

品評会ではしいたけの大きさ、色、形などが6名の審査員の下、厳しく審査されました。各部門の受賞者は左記のとおりです。

「どんこ」の部

- 一等 石川 清 (松尾野)
- 二等 岡本 孝弘 (頭地)



「こうこ」の部

- 一等 石川 清 (松尾野)
- 二等 松永 春芳 (八原)



「こうしん」の部

- 一等 石川 清 (松尾野)



コロナウイルスに負けない！ 初めてのオンライン授業を実施

新型コロナウイルス感染症防止のため、小学校や中学校では臨時休校が続く、児童生徒の学習に遅れが出るのではないかと心配の声もある中、その対策として五木中学校で5月13日に、インターネットを使用したオンライン授業（遠隔授業）を2年生・3年生で初めて実施しました。

オンライン授業は、生徒は自宅にいら、学校とインターネットでつながり授業を受けるものです。3年生が数学の授業、2年生は授業の準備段階の健康観察等を行いました。20日の休校日には1年生も実施しました。

オンライン授業は、先生の声や表情が各生徒のパソコンに表示され、音声や

映像の送受信も非常に良好で、生徒も普段の教室での授業と同じように真剣に授業を受けていました。

今後は、小学校での実施に向けた取り組みとともに、村外の学校や海外の学校との遠隔授業や交流が可能になり、教育のグローバル化が加速し進展することで、教育の充実が図れると期待しています。



今月の表紙

今月の表紙は山芍薬の1枚です。今年も仰烏帽子山をはじめとする群生地には多くの山芍薬が咲いていました。



五木村公式
インスタグラム
五木村の見どころ、イベント、景色などを紹介します。



五木村公式
ツイッター
五木村の様々なイベント情報を発信します。



五木村公式
ライン
五木村の防災や行政、観光、移住に関するさまざまな情報を発信します。



五木村公式
フェイスブック
五木村の最新情報を発信します。

